

長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準

制定 平成 8 年 11 月 29 日 告示第 1111 号の 3
最終改正 平成 18 年 4 月 28 日 告示第 563 号

長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準を次のように定め、平成 8 年 1 2 月 1 日から適用する。

長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準

県が発注する建設コンサルタント業務等（測量・建設コンサルタント業務、地質調査業務等をいう。以下同じ。）に係る指名業者の選定は、次の事項を総合的に考慮して行うものとする。

1 不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。

- 1) 長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年長崎県告示第 599 号の 6）に基づく指名停止期間中である場合
- 2) 県が発注する建設コンサルタント業務等に係る委託契約に関し、当該業務に関わる秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められる場合
- 3) 警察当局から知事に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合

2 経営状況

次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。

- 1) 手形交換所で不渡りの事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等の事実などから、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合
- 2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始がなされた場合
- 3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定日後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- 5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）

3 業務成績

建設コンサルタント業務等の業務成績に関し、次の事項に留意するものとする。

- 1) 業務成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- 2) 表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

4 手持ち業務の状況

建設コンサルタント業務等の手持ち状況からみて、県が発注する当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。

5 当該業務における技術的適性

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案するものとする。

- 1) 県が発注する建設コンサルタント業務等（以下「県発注業務」という。）と同種又は類似業務について相当の実績があること。
- 2) 県発注業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。
- 3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等が県発注業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。
- 4) 県発注業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。

6 安全管理の状況

安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するとともに、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。

7 労働福祉の状況

労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重するとともに、賃金不払に関する労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。

8 指名の取消し

指名業者の選定後、当該業者が本基準に抵触した場合は、当該指名を取り消すものとする。

改正文（抄）

平成 12 年 9 月 1 日から適用する。（平成 12 年 9 月 1 日 告示第 911 号）

平成 13 年 5 月 7 日から適用する。（平成 13 年 5 月 7 日 告示第 598 号）

平成 17 年 1 月 1 日から適用する。（平成 16 年 12 月 24 日 告示第 1413 号）

告示日から適用する。（平成 17 年 8 月 16 日 告示第 821 号）

平成 18 年 5 月 1 日から適用する。（平成 18 年 4 月 28 日 告示第 563 号）